

就業制限の考え方

5類に移行される5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の患者は、感染症法に基づく外出自粛要請や就業制限はありません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の国が示す一般向けの情報を参考にしつつ、高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも踏まえ、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮していただくようお願いいたします。

○国が示す情報

1 5月8日以降の療養の考え方

- 特に発症後5日間で他人に感染させるリスクが高いことから、発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されます(※1)。
- 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

2 5月8日以降の濃厚接触者の考え方

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が罹患した場合には、ご自身の体調に注意してください(※2)。

(※1) 発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) 高齢者施設等内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として実施する場合があります。

(お問合せ先)

感染症対策課 TEL : 072-222-9933